

スマートフォン等からの納税証明書の交付請求

平成27年3月23日（月）より、スマートフォンやタブレット端末から、納税証明書の交付請求ができるようになりました。今回は、この交付請求の内容について、ご説明します。

1. 納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求をスマートフォンやタブレット端末で行う場合は、納税証明書を税務署窓口で書面により受け取ることができます。納税証明書を税務署窓口で受け取る場合は、その請求に当たって電子署名及び電子証明書の送信が不要であるため、電子証明書やICカードリーダーライターがなくても、必要事項を入力するだけでe-Taxソフト（WEB版）及びe-Taxソフト（SP版）から交付請求ができます。

また、e-Taxで納税証明書の交付請求を行う場合には、次のメリットがあります。

1. 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円です。
※ 書面で請求する場合は400円です。
2. 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取ることができます。
(当日の受取を指定された場合には、多少時間がかかることがあります。)

2. 窓口受取による交付請求・発行手続きの流れ

e-Taxを利用して書面の納税証明書の交付請求を行い、窓口で受け取る手続きは次のとおりです。

① 交付請求書（署名省略分）の作成及び送信

1. 『納税証明書の交付請求（署名省略分）』を選択して、作成します。

なお、e-Taxを初めて利用する方は、e-Tax利用開始の手続きが必要です。

代理人による請求書データの送信も可能です。

2. 来署予定日を入力します。

なお、来署予定日は、申請日から10日以内の日を指定して入力してください。（土、日、祝日等を除きます。）

② 受信通知の確認

交付請求書の送信を受けた税務署（国税局）は、メッセージボックスに受信通知を格納しますので、必ず確認してください。

③ 税務署窓口で本人確認書類の提示

本人であることを確認できる本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがありますので、ご注意ください。

※ 代理人による取得も可能です。

代理人の方が来署される場合には、ご本人（法人の場合は代表者）からの委任状（ご家族、従業員の方が来署される場合も必要です。）と運転免許証など代理人本人であることが確認できる本人確認書類が必要です。

④ 交付手数料の納付及び納税証明書の取得

税務署窓口で交付手数料を収入印紙又は現金で納付し、納税証明書を取得します。

※ 交付手数料の電子納付はできません。

【注意点】

書面の納税証明書の受取については、郵送で受け取ることもできます。

ただし、郵送で受け取る場合には電子署名の付与と電子証明書の送信が必要となり、また交付手数料等はペイジーに対応したインターネットバンキングにより電子納付することになりますので、金融機関との間でペイジー対応のインターネットバンキング契約が必要となります。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL06-6930-6388 HPアドレス <http://kubokaikei.com/>